

第1 監査の対象

勝川小学校、鳥居松小学校、高座小学校、玉川小学校、松原小学校、東野小学校、押沢台小学校、出川小学校、坂下中学校、味美中学校、南城中学校、岩成台中学校

第2 監査の期間

令和7年8月19日から令和7年10月28日まで

第3 監査の方法

監査に当たっては、小中学校の施設等の維持管理を始め安全確保、財産管理等に関して、春日井市監査基準に準拠し、関係書類の調査、関係職員からの説明の聴取及び現地調査を行った。

なお、監査は主な着眼点を次のとおり設定し、対象となる事項について調査を行った。

1 小中学校の施設等の維持管理

- (1) 運動器具、施設等の破損や老朽箇所はないか。
- (2) 施設等の清掃、除草、せん定等は適切に行われているか。
- (3) プール、トイレ、水飲み場等の衛生管理は適切に行われているか。

2 小中学校における安全確保

- (1) 運動器具、施設等の保守点検は適切に行われているか。
- (2) 避難・消火訓練等は実施されているか。
- (3) 薬品・刃物類の管理は適切に行われているか。

3 小中学校の財産管理等

- (1) 建物等の維持管理台帳の作成、管理は適正に行われているか。
- (2) 施設の整備は、計画的に行われているか。
- (3) 庶務事務は、適正に行われているか。

第4 監査の結果

勝川小学校始め12校について調査を行った結果、小中学校の施設等の維持管理を始め安全確保、財産管理等については、おおむね適切に行われていると認めた。

しかし、一部の小中学校において次のとおり注意を要する事項が見受けられたので、速やかに適切な措置を講じられたい。

なお、指摘事項は、業務の執行が法令等の定めに反しているものなど重要と判断するものを是正事項とし、それ以外のものは注意事項と区分した。

1 注意事項

(1) 小中学校における安全確保

ア 薬品類の管理が適切でなかったもの

次の3件について、紛失や事故等の発生が懸念されるため、早急な対応をされたい。

(ア) 薬品保管庫に保管されていない薬品があった。

(東野小学校、坂下中学校、味美中学校、南城中学校、岩成台中学校)

(イ) 保管されていた数量が薬品管理簿の記載数量と一致しない薬品があった。

(勝川小学校、坂下中学校、岩成台中学校)

(ウ) 生徒が容易に触れることができる状態のままマッチが置かれていた。

(南城中学校)

イ 刃物類の管理が適切でなかったもの

次の5件について、紛失や事故等の発生が懸念されるため、早急な対応をされたい。

(ア) 刃物・工具点検簿に登載されていない刃物類があった。

(勝川小学校、鳥居松小学校、高座小学校、松原小学校、東野小学校、

押沢台小学校、出川小学校、坂下中学校、味美中学校、南城中学校、

岩成台中学校)

(イ) 施錠されていない場所に保管された刃物類があった。

(東野小学校、南城中学校、岩成台中学校)

(ウ) 生徒が容易に触れることができる状態のまま刃物類が置かれていた。

(南城中学校)

(イ) 保管されていた数量が刃物・工具点検簿の登載数量と一致しない工具があつた。
(岩成台中学校)

(オ) 駄上糸のこ盤にのこぎり刃が残置されていた。
(南城中学校)